

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	1
○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）	4
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）	9
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五百五十五号）（抄）	9
○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）	9
○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号）（抄）	10
○児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）（抄）	10
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）（抄）	11
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第四百四十六号）（抄）	12
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	12

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（戸籍の附票の記載事項）

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 （略）

二 氏名

三 住所（国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出（次号及び第七号において「国外転出届」という。）をしたことによりいづれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者（以下「国外転出者」という。）にあつては、国外転出者である旨）

四 （略）

五 出生の年月日

六 男女の別

七 住民票に記載された住民票コード（国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。）

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に

三 求めがあつたとき。

三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に求めがあつたとき。

四 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に求めがあつたとき。

2 （略）

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以

二 外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カ

ードの交付に関する事務の処理に求めがあつたとき。
四 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て住民基本台帳に関する事務の処理に求めがあつたとき。
(略)

第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務(別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務(以下この項において「別表事務」という。))に準ずる事務(個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九條第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。))をいう。以下同じ。ののうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの(以下「準法定事務処理者」という。))から当該準法定事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務(別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務(以下この項において「別表事務」という。))に準ずる事務(個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九條第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。))をいう。以下同じ。ののうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの(以下「準法定事務処理者」という。))から当該準法定事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。
(略)
都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものから当該準法定事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七條第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項(戸籍の附票の消除を行った場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項)並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。))を都道府県知事に通知するものとする。

第二項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。
都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。))の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等)
第三十条の四十二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報を、機構に通知するものとする。

第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。
機構は、前項の規定により機構が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存附票本人確認情報」という。))の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(国の機関等への附票本人確認情報の提供)

める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

- 三 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て戸籍の附票に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 (略)

(附票本人確認情報の利用)

第三十条の四十四の六 (略)

- 2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。
- 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

- 3 (略)
- 4 機構は、都道府県知事から第三十条の六第四項の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該都道府県知事に対し、機構保存附票本人確認情報を提供するものとする。

- 5 (略)
- 8 (略)
- (準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
- 第三十条の四十四の七 機構は、準法定事務処理者から第三十条の十五の二第一項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

- 2 (略)
- 3 都道府県知事は、第三十条の十五の二第三項に規定する総務省令で定める者から同項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

(指定都市の特例)

- 第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の区域と、区長及び総合区長を市長とみなす。
- 2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(政令への委任)

- 第四十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)(抄)

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 住民基本台帳(第二条―第十七条の二)

- 第三章 戸籍の附票（第十八条―第二十一条）
- 第四章 届出（第二十二条―第三十条）
- 第五章 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の十二）
- 第六章 氏に変更があつた者に関する特例（第三十条の十三・第三十条の十四）
- 第七章 外国人住民に関する特例（第三十条の十五―第三十条の二十一）
- 第八章 雑則（第三十一条―第三十五条）

（届出に基づく住民票の記載等）

第十一条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を行わなければならない。

（職権による住民票の記載等）

第十二条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2・3 （略）

4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

（機構への戸籍の附票の記載事項の提供方法）

第二十条の二 本籍地の市町村長が行う法第十九条の三の規定による法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条及び第三十条の八の二において「番号利用法施行令」という。）第二十七条の二第三項本文及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第三十一条において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

（届出の方式）

第二十六条 法第四章又は第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名した書面で行わなければならない。

（都道府県における本人確認情報の保存期間）

第三十条の六 法第三十条の六第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する本人確認情報（以下この条、次条及び第三十四条第三項において「本人確認情報」という。）の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日まで

- 一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日
- 二 住民票の消除が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

（国の機関等への本人確認情報の提供方法）

第三十条の八 機構が行う法第三十条の九の規定による同条に規定する機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この章に

において「特定機構保存本人確認情報」という。）の法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（以下この条において「国の機関等」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法

第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供方法

第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七条第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十七条の二第五項（番号利用法施行令第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。）を適用する。

2 機構は、番号利用法施行令第二十七条第三項の規定により内閣総理大臣に通知した同項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知ったときは、内閣総理大臣に対し、当該特定の個人に係る修正前及び修正後の住民票コードを通知するものとする。

3 前項の規定による通知については、番号利用法施行令第二十七条第四項の規定を準用する。

第三十条の九 機構が行う法第三十条の十第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県（同項に規定する通知都道府県をいう。）次条及び第三十条の十一において同じ。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町村の執行機関に送付する方法

第三十条の十一 機構が行う法第三十条の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法

第三十条の十二 都道府県知事が行う法第三十条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この条において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。）の都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関（以下この条において「都道府県知事以外の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の
執行機関に送付する方法

第三十一条 (略)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び次条において「指定都市」という。
)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
とする。

第三条第一項	市町村長	市長及び区長(総合区長を含む。以下同じ。)
第九条第二項	市町村長 市町村の住民	市町村長(指定都市にあつては、区長) 市町村の住民(指定都市にあつては、区(総合区を含む。 以下同じ。))の区域内に住所を有するその区の属する市の 住民)
第十一条第一項	市町村長	区長
第十一条の二第一項	市町村が備える住民基本台帳	区長が作成した住民基本台帳
第十二条第一項	市町村長は	区長は
第十二条の二第一項並びに第十二条の三第一項及び第二項	市町村が備える住民基本台帳	区長が作成した住民基本台帳
第十二条の四第一項	市町村長の 市町村が備える住民基本台帳	区の区長 区長の 区長が作成した住民基本台帳
第十二条の四第二項	市町村長に對し 受けた市町村長	区長 区長が作成した住民基本台帳
第十二条の四第五項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を備える市町村の市町村長(指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長)
第十三条	委員会をいう	市町村長(指定都市にあつては、区長)に對し 受けた市町村長(指定都市にあつては、区長)
第十四条第一項	市町村の市町村長	交付地市町村長(指定都市にあつては、市長。以下この項 において同じ。)
第十四条第二項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	交付地市町村長(指定都市にあつては、市長。以下この項 において同じ。)
第十五条の四第一項	市町村が 市町村の市町村長	市長及び区長 区が 住民基本台帳を作成した区長
第十七条の二第一項	その旨及び	区の区長
第十九条の三	市町村名 市町村長	市名及び区名又は総合区名 区長
第二十条第一項	事項を 市町村が備える戸籍の附票 市町村長の	事項を、当街区の属する市の市長を経由して 区長が作成した戸籍の附票 区長の

第二十条第二項から第四項まで	市町村の市町村長	区の区長
第二十一条の三第一項	市町村長	区長が作成した戸籍の附票
第二十四条の二第三項	市町村が	区が
第二十四条の二第三項	市町村の市町村長	区の区長
第二十四条の二第三項	受けた市町村長	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）
第二十四条の二第五項	係る市町村	係る市町村（指定都市にあつては、区）
第二十四条の二第七項	受けた市町村長	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）
	転入予定地市町村長	転入予定地市町村長（指定都市にあつては、市長）
	転入地市町村長又は転出地市町村長	転入地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）又は転出地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）
第三十条の二第一項	当該市町村長が	当該市に属する区の区長が
第三十条の三第二項	その市町村の住民基本台帳	当該区長が作成する住民基本台帳
第三十条の四第一項及び第二項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長
第三十条の六第一項	市町村長	区長
第三十条の二六第二項	都道府県知事に	、当該区の属する市の市長を経由して、都道府県知事に
第三十条の三七第一項	市町村長	市長又は区長
第三十条の三八第一項	市町村長、	市長若しくは区長、
第三十条の五十	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長
第三十二条	市町村長	市長又は区長
第三十六条	市町村長	市長又は区長
第三十六条の二第一項	市町村長	市長及び区長
第三十六条の二第二項	市町村長	市長又は区長
第三十六条の三	市町村長	市長及び区長
	市町村	市及び区
第四十三条第二号ロ	市町村長	市長又は区長

（保存）

第三十四条（略）

2 市町村長は、法第三十条の六第一項の規定により通知した本人確認情報を、総務省令で定めるところにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする。

一 住民票の記載又は記載の修正を行つたことにより通知した本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知

をした日から起算して百五十年を経過する日

- 2 住民票の消除を行ったことにより通知した本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日
- 3 法及びこの政令に基づく届出書、通知書その他の書類は、その受理された日から一年間保存するものとする。

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）

附 則

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第四条（略）

2（略）

3 市町村長は、第十号施行日において現に当該市町村（特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。）が備える戸籍の附票であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者に係るものについては、新住民基本台帳法第十七条の規定にかかわらず、第十号施行日以後住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定によりその者に係る住民票に同法第七條第十号に規定する住民票コードが記載され、同法第十九條第一項の規定による通知が行われるまでの間は、新住民基本台帳法第十七條第七号に掲げる事項を記載しないものとする。

4（略）

9 市町村長は、第十号施行日において現に当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものについては、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定にかかわらず、その者に係る同項に規定する附票本人確認情報（新住民基本台帳法第十七條第七号に掲げる事項を除く。）を都道府県知事に通知するものとする。

10（略）

12（略）

（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）

（情報提供用個人識別符号の取得）

第二十七条（略）

2（略）

3 機構は、情報照会者等から第一項の規定による通知を受けたときは、内閣総理大臣に対し、同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、デジタル庁令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

5・6（略）

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認のための手続）

2
(略)

3
市町村

727

第一条

2
(略)

3
市
町
村

4
(略)

第十二条

第十二条

一 特別

二地十

三 住戶

る場合

条のし

む。

第三

(別表)

いて、

三十

十条の十五第一項第一号（別表第五第九号の二に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項第一号（別表第六の五の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第三十一条第三項
 法附則第二条第五項の規定により次の表の第一欄に掲げる住民基本台帳法の規定を適用する場合においては、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七条第十一号の二	第七条第十一号の二	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）
第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）	別表第一の七十一の三の項	同条第二項	同法第七条第二項
第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）	別表第二の五の六の項	の規定により読み替えて適用する	（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。） の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二条第四項において準用する
第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）	別表第三の七の五の項	第十七条第一項	第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）
第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）	別表第四の四の六の項	の規定により読み替えて適用する	（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。） の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二条第四項において準用する
第三十条の十五第一項第一号（別表第五第九号の二に係る部分に限る。）	別表第五第九号の二	第十七条第一項	第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）
第三十条の十五第二項第一号（別表第六の五の項に係る部分に限る。）	別表第六の五の項	第十七条第一項	第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）（抄）

附 則

第四条（略）

2 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上

欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。〕から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一項第一号に規定する求め
が、特定機構保存本人確認情報の「とあるのは「第一号」と
「特定機構保存本人確認情報の「とあるのは「第一号」と
認情報」という。〕の「と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とする。
3 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第三の欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第
三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県執行機関に限る。〕から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一項第一号
に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の九の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるの
は「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報の「とあるのは「第一号」とあるの
機構保存本人確認情報」という。〕の「と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とする。
4 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上
欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。〕から第四号新住民基本台帳法第三十条の十二項第一号に規定する求
めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十一項第一号に規定する求め
「と、特定機構保存本人確認情報の「とあるのは「第一号」とあるのは「第一号」とする。
人確認情報」という。〕の「と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「第一号」とする。

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正
する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第四百四十六号）（抄）

（届出に関する経過措置）

第十六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一
部を改正する法律（以下「平成三十年改正法」という。〕附則第三条第二項の規定によりなお従前の例により届出をしなければならない戸
籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、平成三十年改正法による改正後の厚生年金保険制度及び農林
漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一十号。次条におい
て「新法」という。〕附則第二十五条第三項に規定する存続組合（以下単に「存続組合」という。〕が住民基本台帳法（昭和四十二年法律
第八十一号）第三十条の九の規定により当該届出に係る死亡者については、平成三十年改正法附則第三条第二項の規定にかかわらず、当該届出を要
知った場合であつて、その旨を当該届出義務者に通知したときは、平成三十年改正法附則第三条第二項の規定にかかわらず、当該届出を要
しない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。〕は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこ
れに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、
処理することができる。

2 一、十三（略）